

## 愛媛県庁本庁舎外自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の内容）

第2条 乙は、甲に対して、別紙「愛媛県庁本庁舎外自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約仕様書」に記載の機器（以下「機器」という。）の使用を提供し、甲は乙に対して賃貸借料を支払うものとする。

2 機器は、別紙「明細書」のとおりとする。

（設置場所）

第3条 機器の設置場所及び設置台数は、別紙「愛媛県庁本庁舎外自動体外式除細動器（AED）設置場所一覧」のとおりとする。

（契約期間）

第4条 賃貸借期間は、令和6年10月1日から令和11年9月30日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

（賃貸借料）

第5条 機器の賃貸借料は、月額\_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税の額\_\_\_\_\_円）とする。

2 この契約の期間中に乙の責めに帰すべき事由により甲が機器を使用できなかったとき、又は乙がこの契約を解除したときの賃貸借料は、日割り計算によって算定する。

3 賃貸借料について、賃貸借期間に1月に満たない端数日が生じた場合には、日割り計算をするものとする。

4 前項の規定による月額賃貸借料の日割り計算は、暦日数により行うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は\_\_\_\_\_円とする。

（賃貸借料の支払）

第7条 乙は、甲の使用した当月分の賃貸借料を翌月10日までに請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受け、適正と認めたときは、これを30日以内に支払うものとする。

3 乙は、甲の責に帰する事由により前項の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

（機器の引渡し）

第8条 乙は、機器を甲の指定する場所に設置し、必要な設定等を行い、使用できる

状態に調整した後、甲に引き渡すものとする。

2 前項の場合において、機器の規格、仕様、性能、機能等に不適合、不完全その他の<sup>かし</sup>瑕疵があったときは、甲は乙に機器の取替え又は修理を請求することができる。

3 第1項の設置、調整、引渡し等に要する経費は、乙の負担とする。

(機器の管理)

第9条 甲は、機器の使用及び管理については、善良な管理者の注意をもって行うものとする。

(消耗品の交換)

第10条 乙は、消耗品を定期交換時期ごと又は実際に機器を使用した後に無償交換するものとする。

2 前項の交換を実施した場合、乙はその状況を書面にて甲に通知するものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙(乙の社員及び乙の指定する者を含む。)は、機器の設置場所に立ち入って得た業務上の秘密を第三者に漏えいしてはならないほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

3 乙は、第1項及び第2項について誓約書を提出しなければならない。

(損害保険)

第12条 乙は、機器の賃貸借期間中、乙の名義で機器に保険を付さなければならない。

2 機器に保険事故が発生したときは、保険金は乙が受け取る。

3 乙は、前項の保険金を次の用途に使用するものとする。

(1) 機器の復元又は修理若しくは同種機器への交換

(2) 保険事故により第三者に与えた損害に対する保障

(隠れた<sup>かし</sup>瑕疵)

第13条 乙は、機器の貸付中であっても、その隠れた<sup>かし</sup>瑕疵については、修理又は取替えの義務を負うものとする。

(損害賠償)

第14条 甲が自己の責めに帰すべき理由により、機器を滅失又は使用不能(修理不可能)の状態に毀損したときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 正当な理由なく業務に着手しないとき。

(3) 賃貸借契約開始までに機器利用の見込みがないと認められるとき。

(4) 業務の実施に関し不正の行為があったとき。

(5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

(6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、乙は、賃貸借料の10分の1の額を違約金として甲に支払うものとする。

3 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲が乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

(談合その他不正行為による甲の解除権)

第16条 甲は、乙（第4号及び第5号にあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会から独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令に対し、独占禁止法第49条第6項又は第50条第4項の規定により審判を請求し、当該審判について独占禁止法第66条の規定による審決（同条第3項の規定による排除措置命令又は納付命令の全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(4) 公正取引委員会から違反行為があったとして受けた審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

(6) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

2 前条第2項及び第3項までの規定は、前項の規定に基づき契約を解除した場合に準用する。

(その他の甲の解除権)

第17条 甲は、第15条第1項又は前条第1項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(賠償の予約)

第18条 乙は、第16条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、賃貸借料の10分の1に相当する額を支払わなければならない。賃貸借契約が満了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 第16条第1項第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象になる

行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲が乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

(機器の移動)

第19条 甲は、機器を設置場所から移転する必要があるときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

(機器の返還)

第20条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は第15条から第17条の定めによりこの契約が解除されたときは、契約終了時の状態で機器を速やかに乙に返還するものとする。ただし、乙の承諾を得たときは、この限りではない。

2 前項を含む機器返還時の撤去費用については、乙の負担とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第21条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託の禁止)

第22条 乙は、本業務の全部又は一部の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(契約の費用)

第23条 この契約の締結に関する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第24条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第25条 この契約の履行につき疑義を生じた事項又はこの契約に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 中村 時広

乙

